２０２６年８月

お客さま各位

玉島信用金庫

貸金庫規定等の改定について

玉島信用金庫では、金融庁における「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改定を受け、下記のとおり貸金庫規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定日以前にご契約いただいているお客さまに対しても改定後の規定が適用されますので、あらかじめご了承ください。

今後もお客さまに安心して貸金庫をご利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

１．改定の対象となる規定（新旧対照表）

（１）貸金庫規定

（２）自動貸金庫規定

２．主な改定内容

（１）貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

【格納いただけない現金について】

① 日本円と外国通貨は格納いただけません。

② 日本円のうち、以下の２点が格納いただけない現金となります。

a. 日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣。

b. 上記「a」と肖像が同一である銀行券（2007 年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

＊詳しくは日本銀行ホームページをご確認ください。

（２）貸金庫の利用目的（適正にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくことを追加　等

３．改定日

２０２６年１０月１日

４．ご留意事項

（１）現在、貸金庫内に「現金」を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時に現金をお取り出しいただきますようお願いいたします。

（２）貸金庫をご利用いただいているお客さまにおかれましては、９月頃より順次、「貸金庫借用に関する申告書」をお届けいただいている住所宛に郵送させていただきます。お手元に届き次第、申告書の内容をご確認いただき、ご返送、または窓口への提出によりご申告をお願いします。

以　上

貸金庫規定

変更後	変更前
1．（格納品の範囲） （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ①　公社債券、株券その他の有価証券 ②　預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③　貴金属、宝石その他の貴重品 ④　前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2）当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 （3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ①　現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ②　危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの 2．（利用目的の確認） （1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。 （2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。 3．（契約期間等） この契約の当初契約期間は、契約日から1カ年とし、契約期間満了日の1カ月前までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 4．（使用料）	1．（格納品の範囲） （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ①　公社債券、株券その他の有価証券 ②　預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③　貴金属、宝石その他の貴重品 ④　前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2）当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。 2．（契約期間等） この契約の当初契約期間は、契約日から1カ年とし、契約期間満了日の1カ月前までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。 3．（使用料）

変更後	変更前
（１）貸金庫の使用料は、１年分を前払いするものとし、毎年４月１０日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、契約当初の使用料は、契約時に契約日の属する月を１か月としてその月から当金庫の事業年度末（３月３１日）までを月割計算により支払ってください。 （２）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降の年度から適用します。 （３）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月分から受入済月までの使用料を月割計算により返戻します。 ５．（鍵の保管） 　貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫職員立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。 ６．（貸金庫の開閉等） （１）貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 （２）開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開庫票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。 （３）格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。 ７．（届出事項の変更等） （１）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 　正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。 （２）届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送	（１）貸金庫の使用料は、１年分を前払いするものとし、毎年４月１０日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、契約当初の使用料は、契約時に契約日の属する月を１か月としてその月から当金庫の事業年度末（３月３１日）までを月割計算により支払ってください。 （２）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降の年度から適用します。 （３）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月分から受入済月までの使用料を月割計算により返戻します。 ４．（鍵の保管） 　貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫職員立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。 ５．（貸金庫の開閉等） （１）貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 （２）開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開庫票に届出の印章により記名押印して提出してください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。 （３）格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。 ６．（届出事項の変更等） （１）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 　正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。 （２）届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送

変更後	変更前
した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ８．（成年後見人等の届出） （１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に当店に届出てください。 （２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。 （３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。 （４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。 （５）前４項の届出の前に、当金庫が過失なく借主の行為能力に制限がないと判断して行った貸金庫の開閉については、借主およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。 ９．（印章、鍵の喪失時等の取扱い） （１）印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 （２）正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用（実費）を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 １０．（印鑑照合等） 貸金庫開庫票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印	した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ７．（成年後見人等の届出） （１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に当店に届出てください。 （２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。 （３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。 （４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。 （５）前４項の届出の前に、当金庫が過失なく借主の行為能力に制限がないと判断して行った貸金庫の開閉については、借主およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。 ８．（印章、鍵の喪失時等の取扱い） （１）印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 （２）正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用（実費）を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 ９．（印鑑照合等） 貸金庫開庫票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印

変更後	変更前
影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。 １１．（損害の負担等） （１）災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 （２）前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。 （３）借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。 １２．（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第１３条第３項各号のいずれにも該当しない場合に使用することでき、第１３条第３項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 １３．（解約等） （１）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第９条に準じて取扱います。 （２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第３条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも	影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。 １０．（損害の負担等） （１）災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 （２）前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。 （３）借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。 １１．（反社会的勢力との取引拒絶） この貸金庫は、第１２条第３項各号のいずれにも該当しない場合に使用することでき、第１２条第３項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 １２．（解約等） （１）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第８条に準じて取扱います。 （２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第２条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも

変更後	変更前
同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき （３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明･確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時	同様とします。 ① 借主が使用料を支払わないとき ② 借主について相続の開始があったとき ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき （３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第１項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明･確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時

変更後	変更前
から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③　借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当委する行為をした場合 A.　暴力的な要求行為 B.　法的な責任を超えた不当な要求行為 C.　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E.　その他本号ＡからＤに準ずる行為 （４）第１項から第３項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金としてその間の使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第４条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第４条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。	から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③　借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当委する行為をした場合 A.　暴力的な要求行為 B.　法的な責任を超えた不当な要求行為 C.　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D.　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E.　その他本号ＡからＤに準ずる行為 （４）第３項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金としてその間の使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第３条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第３条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

変更後	変更前
（５）第１項から第３項の明渡しが３か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 （６）使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。 １４．（貸金庫の修繕、移転等） 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 １５．（緊急措置） 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 １６．（譲渡、転貸等の禁止） 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。 １７．規定の変更 （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。 （２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	（５）第１項から第３項の明渡しが３か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。 （６）使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。 １３．（貸金庫の修繕、移転等） 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 １４．（緊急措置） 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 １５．（譲渡、転貸等の禁止） 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。 １６．規定の変更 （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。 （２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

自動貸金庫規定

変更後	変更前
1．（格納品の範囲） （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2）当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。	1．（格納品の範囲） （1）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。 ① 公社債券、株券その他の有価証券 ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類 ③ 貴金属、宝石その他の貴重品 ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの （2）当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。
（3）貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの	
2．（利用目的の確認） （1）貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当金庫の定める方法で、申出を行うこととします。 （2）貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の職員立合い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。	
3．（契約期間等） この契約の当初契約期間は、契約日から1カ年とし、契約期間満了日の1カ月前までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。	2．（契約期間等） この契約の当初契約期間は、契約日から1カ年とし、契約期間満了日の1カ月前までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
4．（使用料）	3．（使用料）

変更後	変更前
（１）貸金庫の使用料は、１年分を前払いするものとし、毎年４月１０日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、契約当初の使用料は、契約時に契約日の属する月を１か月としてその月から当金庫の事業年度末（３月３１日）までを月割計算により支払ってください。 （２）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降の年度から適用します。 （３）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月分から受入済月までの使用料を月割計算により返戻します。 ５．（鍵の保管） （１）貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫職員立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。 （２）借主および借主があらかじめ届出た代理人に貸金庫ご利用カード（以下「ご利用カード」という）を発行しますので、借主および代理人が保管してください。なお、解約の際には直ちに当金庫へ返戻してください。 ６．（貸金庫の開閉等） （１）貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 （２）貸金庫（前）室の入室にあたっては、専用入口に備え付けの解錠操作盤等にご利用カードを挿入し入室してください。格納品の出し入れは正鍵を使用して行ってください。 （３）貸金庫の開庫にあたっては、ご利用カードを挿入し届出の暗証を画面操作により行ってください。格納品の出し入れは正鍵を使用して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。 （４）格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。 ７．（届出事項の変更等）	（１）貸金庫の使用料は、１年分を前払いするものとし、毎年４月１０日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、契約当初の使用料は、契約時に契約日の属する月を１か月としてその月から当金庫の事業年度末（３月３１日）までを月割計算により支払ってください。 （２）使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以降の年度から適用します。 （３）契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月分から受入済月までの使用料を月割計算により返戻します。 ４．（鍵の保管） （１）貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫職員立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。 （２）借主および借主があらかじめ届出た代理人に貸金庫ご利用カード（以下「ご利用カード」という）を発行しますので、借主および代理人が保管してください。なお、解約の際には直ちに当金庫へ返戻してください。 ５．（貸金庫の開閉等） （１）貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。 （２）貸金庫（前）室の入室にあたっては、専用入口に備え付けの解錠操作盤等にご利用カードを挿入し入室してください。格納品の出し入れは正鍵を使用して行ってください。 （３）貸金庫の開庫にあたっては、ご利用カードを挿入し届出の暗証を画面操作により行ってください。格納品の出し入れは正鍵を使用して行ってください。なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。 （４）格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。 ６．（届出事項の変更等）

変更後	変更前
（１）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 　ご利用カード、正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。 （２）届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ８．（成年後見人等の届出） （１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に当店に届出てください。 （２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。 （３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。 （４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。 （５）前４項の届出の前に、当金庫が過失なく借主の行為能力に制限がないと判断して行った貸金庫の開閉については、借主およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。 ９．（印章、ご利用カード、鍵の喪失時等の取扱い） （１）印章、ご利用カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当	（１）印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 　ご利用カード、正鍵を失ったときもしくはき損したときも同様とします。 （２）届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ７．（成年後見人等の届出） （１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に当店に届出てください。 （２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。 （３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。 （４）前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。 （５）前４項の届出の前に、当金庫が過失なく借主の行為能力に制限がないと判断して行った貸金庫の開閉については、借主およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。 ８．（印章、ご利用カード、鍵の喪失時等の取扱い） （１）印章、ご利用カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当

変更後	変更前
金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 （２）ご利用カード、正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用（実費）または所定のカード発行手数料を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 １０．（暗証番号・印鑑照合等） （１）操作盤によりご利用カードを確認し、操作機利用の際、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ開庫その他の取扱をしたうえは、ご利用カードまたは暗証について偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （２）諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱をしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。 １１．（損害の負担等） （１）災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 （２）前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。 （３）借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。 １２．（反社会的勢力との取引拒絶） 　この貸金庫は、第１３条第３項各号のいずれにも該当しない場合に使	金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 （２）ご利用カード、正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用（実費）または所定のカード発行手数料を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。 ９．（暗証番号・印鑑照合等） （１）操作盤によりご利用カードを確認し、操作機利用の際、使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ開庫その他の取扱をしたうえは、ご利用カードまたは暗証について偽造、変造、盗用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 （２）諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱をしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。 １０．（損害の負担等） （１）災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 （２）前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。 （３）借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。 １１．（反社会的勢力との取引拒絶） 　この貸金庫は、第１２条第３項各号のいずれにも該当しない場合に使

変更後	変更前
用することでき、第１３条第３項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 １３．（解約等） （１）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、ご利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第９条に準じて取扱います。 （２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第３条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①　借主が使用料を支払わないとき ②　借主について相続の開始があったとき ③　借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④　店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤　借主または代理人がこの規定に違反したとき ⑥　借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき ⑦　本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき ⑧　法令で定める本人確認等における確認事項や第２条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき ⑨　マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等	用することでき、第１２条第３項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。 １２．（解約等） （１）この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、ご利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第９条に準じて取扱います。 （２）次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第２条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①　借主が使用料を支払わないとき ②　借主について相続の開始があったとき ③　借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき ④　店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき ⑤　借主または代理人がこの規定に違反したとき

変更後	変更前
防止の観点で解約が必要と当金庫が判断したとき （3）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①　借主が貸金庫使用申込時にした表明･確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③　借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当委する行為をした場合	（3）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。 なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①　借主が貸金庫使用申込時にした表明･確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②　借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること ③　借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当委する行為をした場合

変更後	変更前
A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E．その他本号AからDに準ずる行為	A．暴力的な要求行為 B．法的な責任を超えた不当な要求行為 C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E．その他本号AからDに準ずる行為
（４）第１項から第３項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金としてその間の使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第４条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第４条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。	（４）第３項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金としてその間の使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第３条第３項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日に第３条第１項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
（５）第１項から第３項の明渡しが３か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。	（５）第１項から第３項の明渡しが３か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
（６）使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。	（６）使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。
１４．（貸金庫の修繕、移転等） 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。	１３．（貸金庫の修繕、移転等） 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
１５．（緊急措置） 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗	１４．（緊急措置） 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗

変更後	変更前
の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 １６．（譲渡、転貸等の禁止） 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。 １７．規定の変更 （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。 （２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。	の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。 １５．（譲渡、転貸等の禁止） 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。 １６．規定の変更 （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他の方法で周知することにより、変更できるものとします。 （２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。